

一般競争入札の執行について

駒ヶ根市が発注する業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び駒ヶ根市財務規則第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7年 4月 8日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

1 入札対象業務

- (1) 件 名 令和7年度 空き家対策総合支援事業
駒ヶ根市空き家等実態調査及び
第3期駒ヶ根市空き家等対策計画策定支援業務委託
- (2) 業務箇所 駒ヶ根市 市内全域
- (3) 業務概要 空き家等現地調査作業 一式
空き家等意向調査作業 一式
空き家等対策計画案作成作業 一式
- (4) 履行期間 契約の日から令和8年2月27日まで

2 入札者の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であつて、駒ヶ根市長が指定する日時までに一般競争入札参加申請書及び指定する添付資料を提出し、駒ヶ根市長による本入札に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日現在において、令和7・8・9年度 駒ヶ根市物品購入等 競争入札参加資格者名簿の営業種目「1318 調査業務」に登録されている者であること。
- (3) 長野県内に本社又は委任先を有する者。
- (4) 入札公告日現在において等級格付が、「その他」のA級の者であること。
- (5) 配置技術者として、次の資格要件を満たす者を配置することができる者であること。
 - ア 担当技術者として測量士の資格を有する者
 - イ 主任技術者としてRCCM（「都市計画及び地方計画」部門の資格を有する者に限る。）の資格を有する者
- (6) 入札公告日から入札日までの間に、駒ヶ根市から指名停止の措置を受けていない者であること。なお、入札参加資格の確認を受けた後に、指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は、取り消すものとする。
- (7) 駒ヶ根市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札参加資格確認申請の手続

本入札に参加を希望する者は、下記により、物品購入等に係る一般競争入札参加申請書に必要な書類（以下「申請書等」という。）を添えて提出し、本入札に係る入札参加資格の確認を受けるものとする。

(1) 提出書類

下記の①、②は、駒ヶ根市ホームページから所定の様式をダウンロードして使用すること。

- ① 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- ② 配置技術者調書（様式第2号）
- ③ 配置技術者の恒常的雇用関係を証する書類の写し（健康保険証等）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期間 令和7年4月8日（火）から令和7年4月24日（木）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(4) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出方法 持参 又は 郵送による。

※ 郵送の場合は、提出期日の午後5時15分必着とする。午後5時15分を過ぎた者は、その理由の如何を問わず、受け付けない。

(6) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

(7) その他

- ① 入札参加資格の確認通知書は、令和7年4月28日付けで申請者宛てに送付する。
- ② 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 期限までに申請書等を提出しない者及び申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加することができない。
- ⑤ 申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。
- ⑥ 入札参加資格がないと認められた者は、原則として、入札参加資格確認通知書通知日の翌々日から起算して9日以内に、書面により、理由について説明を求めることができる。

4 仕様書の閲覧等

(1) 閲覧方法 駒ヶ根市ホームページに掲載し、公表するほか、駒ヶ根市役所総務部財政課窓口にて縦覧に供する。

(2) 縦覧期間 令和7年4月8日（火）から令和7年5月13日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 内容説明 説明会は、実施しない。

(5) 仕様書等の入手方法

駒ヶ根市ホームページからダウンロードすること。

5 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間 令和7年4月8日（火）から令和7年4月22日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

(4) 提出方法 質問書（様式第3号）は、原則として、書面により提出するものとする。
メール又はFAXによる。

(5) 質問に対する回答

- ① 回答期間 令和7年4月9日（水）から令和7年4月23日（水）まで（随時）
- ② 回答方法 質問及び回答は、駒ヶ根市ホームページに掲載し、公表する。（質問者名は、非公表）

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年5月14日（水） 午前11時00分
- (2) 入札場所 駒ヶ根市役所 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開 札 同会場にて、入札後、直ちに行う。

7 入札事項

(1) 入札方法

- ① 入札開始後に入札会場に到着した者は、入札に参加することを認めない。
- ② 郵便による入札は、受け付けない。
- ③ 代理人が入札する場合は、委任状を入札前に提出すること。
- ④ 本入札に関しては、入札者が1者のみであっても、同日時、同会場において、入札を行うこととする。
- ⑤ 入札者が2者以上の場合は、入札回数は2回を限度とし、2回の入札において予定価格に達しない場合は、2回目の最低価格入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約によることとする。この場合の見積回数は、2回を限度とし、予定価格に達しない場合は、不落とする。
- ⑥ 入札者が1者の場合は、入札回数は、4回を限度とし、4回の入札において予定価格に達しない場合は、不落とする。
- ⑦ 入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ⑧ 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、契約金額とする。

(2) 最低制限価格 又は 低入札価格調査基準価格の設定
不設定

(3) 落札者の決定
予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額。ただし、駒ヶ根市長が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めた者は、免除する。免除の有無については、入札参加資格確認通知書に記載する。

(5) 契約保証金

駒ヶ根市財務規則第124条の規定による。

(6) 前払金の適用

無し

- (7) 部分払の適用
無し

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定をしていた入札
- (4) 入札書の金額、その他記載事項が明らかでない入札書による入札
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

9 異議の申立て

- ① 入札者は、入札後において、この公告、契約約款及び仕様書の不明等を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 入札の執行は、駒ヶ根市の都合により、又は、入札を公正に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し、又は、取りやめることがある。この場合において、入札者は、異議を申し立てることはできない。

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
電話 0265-83-2111 (内線 254, 255)
FAX 0265-83-4348
E-mail: keiyaku@city.komagane.lg.jp